

議第551号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例  
京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。  
別表金額の欄中「29,000,000」を「30,000,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

寄付受納に伴い、現金を山下奨学基金に積み立てる必要があるので提案する。